

委員および一般からのご意見

委員から流域委員会への意見、指摘(2006/10/15~11/20 第10回住民参加部会以降)
委員からの意見はありませんでした。

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘(2006/10/15~11/20 第10回住民参加部会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内容
727	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	06/11/20	「幻の水需要 = 水利権台帳における不備 = 」が寄せられました。別紙727-1をご参照下さい。
726	関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫氏	06/11/17	淀川水系流域委員会休止に関連した意見書が寄せられました。別紙726-1をご参照下さい。
725	本多俊之氏	06/11/17	「住民参加のさらなる進化に向けて(案)についての意見」が寄せられました。別紙725-1をご参照下さい。

『幻の水需要』

= 水利権台帳における不備 =

'06-11-20.

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野隆彦

A. 慣行水利権の怪

昨年より伊賀市内の水利関係調査に着手した。その中で最も強く印象づけられたのは、「慣行水利権の怪」であった。昭和42年の届出制度の発足に伴ない一斉に届けられた内容で、「慣行の始り」が「太化の改新時」としているのは、制度の形式だけの中身に対する皮肉とも思われ、「お笑い」であるが、問題は「かんがい面積」と「取水量」の「実態との乖離」であろう。届出当時から過大であったのみならず、現在に至っては「土地利用の変化」や耕作放棄、「廃業」などによる実質的な「取水廃止」が反映されず、40年間の農政の歴史から見て「将来需要の回復」は全く有りえない事からの「実態把握」も為されていず、「無いにも関わらず、台帳には有る」のである。変更や廃止も届け出る義務がない届出制度であるから、それを改訂するか、河川管理者が確認事務を行ない、制度の欠陥を補完しなければならない。

B. 許可水利権と慣行水利権の重複

調査の中で、この流水占用の実態を更に狂わせているものが見つかった。三重県としても「慣行水利権の許可化を進め、取水実態を的確に把握する事が出来るようにしたい。」としている。しかし、許可水利権に移行しながら、今もなお該当慣行水利権が「水利台帳」に残っているのはどうした事か？ 今年8月、服部川と柘植川での例を11件指摘し、県河川室の調査を求めた。11月16日、河川管理グループ担当者から『全ての調査は出来ていませんが、許可水利権(流水占用許可)申請時、慣行水利権との照合摺合せが出来ていないという根元的な原因があるようで、今後調査を

進め、水利権台帳の正確を期したいと思います。』と言って来た。私は『伊賀市内の県管理全河川は遅くとも18年度中に調査を終えられるよう。』要求して置いた。このような例は、河川管理制度の根元的な不備に因があるので氷山の一角と推察する。全国の河川で同じ不備が生じ、無い筈の「慣行水利権」が水利権台帳の中で幅を効かしているのである。このような「幽霊水利権」を早急に削除しなければ、「合理的な水利用」の達成は無理であろう。

こゝで1例を挙げ、恐らく全国の河川で同じ不備が繰り返っているであろう事を感じて頂こう。単位面積当りの水利権量が中部地方主要水系中、上位にあるという矢作川(やはぎがわ)である。

〔愛知県の許可水利権 268件 = 約12 m^3 、慣行水利権 390件 = 約29 m^3 (直轄除く) [国土交通省中部地方整備局 H17.4.25 発表〕

1件当りの平均取水量を計算し比べてみると、許可の方が $12/268 \approx 0.0447 m^3$ ・件、慣行は $29/390 \approx 0.0743 m^3$ ・件と倍近い取水量である。かんがい面積の違いがあるので一概には言えないが、慣行水利権者がもともと過大な取水量を主張してきた事はよく知られているところである。流域を走って観察して来たが、山地が多く広い耕地は限られている。最大の平野部は工場を含め市街地化が進んでおり、明治用水も水余りであろう。

現時点では詳細を掴んでいる訳ではないので、水利権者が多過ぎる感じがするとだけ申して置こう。

淀川水系流域委員会殿

私達（関西のダムと水道を考える会）は下記の質問書を河川管理者に提出しましたが、委員の皆さまや、流域委員会に関心を寄せておられる多くの方々にも知って置いて頂きたいと考え、委員会への意見書とさせて頂きました。

。。。。。。

布村近畿地方整備局長殿

淀川水系流域委員会は何故「休止」なのですか？

平成18年11月17日

「関西のダムと水道を考える会」

（代表）野村東洋夫

私達は淀川水系を、主として「利水」の角度から見ている市民グループで、これまで流域委員会に対しまして、この観点からの意見書を少なからず提出して来ましたが、従いまして流域委員会活動の中でも「利水・水需要管理部会」に特に関心を持っていますが、この部会では来年1月に貴局に提出する意見書作成のため、現在鋭意、審議が行われている所であり、10月31日に開催された第6回部会では「水需要管理に向けて」と題する報告書（案）が示されました。この中には淀川水系の利水について画期的とも言うべき斬新な提案が幾つも盛り込まれております。例えば総論的なものとしましては

- 1) 総合水資源管理制度の創設
- 2) 環境コスト負担制度の確立
- 3) ソフトソリューション

また、各論的なものとしましては

- 1) 丹生ダムの目的の一つである「異常渇水時の緊急水補給」に関連して、「琵琶湖補償水位」の利用や淀川大堰操作規則の見直し
- 2) 川上ダムに関連して、伊賀水道の新規利水についてのソフトソリューション

などです。

そしてこれらは河川環境を重視した河川法に沿うものであることは勿論のこと、淀川水系河川整備計画に深く関係するものばかりですが、この部会の本格的審議が遅れたこともあって、その内容の詰めは正にこれからであり、整備計画の早期策定のためには来年2月からの第3次委員会で、むしろ集中的に審議される必要があることは明白です。

にも拘わらず、新聞報道によれば貴殿はこの流域委員会を来年1月で「休止」とされており、私達は理解に苦しみます。

もし「休止」に拘られるのであれば、その理由を文書にて回答願います。 （以上）

住民参加のさらなる進化に向けて（案）についての意見

本多俊之（個人 大阪府在住）

重要な文書をまとめるにあたり困難な議論をされていることに敬意を表します。

11月15日の第10回住民参加部会・第5回意見聴取反映WG検討会合同会議において意見を述べさせていただきましたが、あらためて文書を提出させていただきます。

1. 河川整備計画に対する住民意見反映のしくみについて最初にまとめた文章がほしい。

文書を拝読すると、申し訳ないですがわかりにくさを感じます。その解消のためには、最大のテーマである「河川整備計画に対する住民意見反映（以下住民意見反映と略）のしくみ」の記述について工夫いただければと思います。

よく読むと「住民意見反映のしくみ」については、文意から汲み取り把握することができるように思いますが、はじめのほうにまとめた文章があればより理解しやすいと思います。

また、住民参加・意見聴取・意見反映などさまざまなことばが使用され、混然とした印象がありますが、「住民意見反映のしくみ」についての文書を先につけることで相互関係がわかりやすくなるのではないかと思います。

2. 住民意見反映のしくみについての意見

2-1. 全体について

住民意見の反映とは、計画当局すなわち行政に対し一定の拘束を与えることであると思います。「住民意見反映」のためには、なんらかの機関が決定権をもち、その結果を計画当局に指示する。住民と行政の協働で合意形成を図りながら進める。のふたつの方法が考えられますが、民主的な河川整備計画づくりを進めるためには、なんらかの権力を設定するのではなく、の方法がふさわしいと思います。

そこで、A より多くの住民意見をあつめるためにどうすればよいか。B 議論を通じ「社会の構成員みんなの合意」をすすめるためにはどうすればよいか。などの課題が出てくると思います。サイレントマジョリティー問題はAにかかわる課題として位置づけられると思います。全体につき、人数よりも議論がつくされ多様な意見が述べられることと議論過程の公開（透明性）が重要と思います。

なお、対話討論会などの手法はAの実現のためのものですが、文書の全体のバランスを見ると手法についての文章が多いように思いますので、この部分は各手法の利害得失について整理していただけたらと思います。

2-2. 河川レンジャー流域センターの役割について

住民意見聴取反映プロセスについて河川レンジャー、流域センターの有効性が述べられていますが、現在試行の河川レンジャーがどのような役割を担っているのかわかりませんので、この部分はよくわかりません。住民意見の聴取反映について一定の役割を果たすようにするためには、

住民参加や民主的な進め方について鍛えられた人材が必要と思います。

3. 住民意見の反映は多数決主義によらないこと

「住民意見の聴取反映」は、経済的利益や安全保障、生活保障などと違い従来のシステムではこぼれやすい課題を取り上げることに意義があると考えます。たとえば環境や伝統あるいはローカルな要求などの課題がそれにあたると思います。

したがって、住民意見を反映するにあたっては、既存のシステムの根幹である多数決主義によらないことが重要と思います。

以上